



県章

# 山形県公報

平成27年4月10日(金)

第2637号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

○山形県こども館の開館時間及び休館日	……………(子育て支援課)	…544
○山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程	……………(同)	…同
○指定居宅サービス事業者の指定	……………(最上総合支庁地域保健福祉課)	…同
○指定居宅介護支援事業者の指定	……………(同)	…545
○指定介護予防サービス事業者の指定	……………(同)	…同
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定	……………(同)	…同
○同	……………(置賜総合支庁福祉課)	…同
○同	……………(同)	…546
○指定障害児通所支援事業者の指定	……………(庄内総合支庁地域保健福祉課)	…同
○指定居宅サービス事業者の指定	……………(同)	…同
○指定居宅介護支援事業者の指定	……………(同)	…547
○指定介護予防サービス事業者の指定	……………(同)	…同
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止	……………(同)	…同
○指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止	……………(同)	…548
○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止	……………(同)	…同
○救急病院等の告示	……………(地域医療対策課)	…同
○特定計量器の定期検査の実施	……………(産業政策課)	…549
○同	……………(同)	…551
○山形県国民宿舎の利用料金	……………(観光交流課)	…552
○土地改良区の定款変更の認可	……………(村山総合支庁農村計画課)	…553
○土地改良区の設立	……………(最上総合支庁農村計画課)	…同
○土地改良区の役員の退任の届出	……………(同)	…同
○土地改良区の役員の就任の届出	……………(同)	…554
○民有保安林の指定の予定	……………(林業振興課)	…同
○農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知	……………(同)	…同
○同	……………(同)	…555
○道路の区域の変更	……………(村山総合支庁西村山建設総務課)	…556
○同	……………(同)	…同
○県道の供用の開始	……………(同)	…同
○同	……………(同)	…557
○公共測量の終了の通知	……………(県土利用政策課)	…同
○開発行為に関する工事の完了	……………(置賜総合支庁建築課)	…同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

○直接請求に必要な有権者の数	……………	…558
----------------	-------	------

## 公 告

- 一般競争入札の公告……………（税 政 課）… 同  
 ○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（市 町 村 課）…560  
 ○一般競争入札の公告……………（危機管理課）… 同  
 ○平成27年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に  
 関する公告……………（建設企画課）…564  
 ○特定調達契約に係る落札者の公告……………（中央病院）…565  
 ○同 ……………（ 同 ）… 同

## 告 示

## 山形県告示第408号

山形県子ども館条例（平成4年3月県条例第13号）第3条第2項の規定により、山形県子ども館の開館時間及び休館日を次のとおり承認した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 開館時間

午前9時30分から午後5時までとする。ただし、6月1日から8月31日までの日にあつては、午前9時30分から午後5時30分までとする。

## 2 休館日

(1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）であるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

## 3 適用期間

平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

## 山形県告示第409号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。

第2条中「年0.30パーセント」を「年0.35パーセント」に、「年0.15パーセント」を「年0.20パーセント」に改める。

## 附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成27年2月12日から適用する。

2 平成27年2月12日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

## 山形県告示第410号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人新寿会	ヘルパーセンター 神室荘 新庄市十日町1319番地	訪 問 介 護	平成27. 4. 1

**山形県告示第411号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人地域密着 ケアセンターみなも	ケアセンターみなも 新庄市本町4番地2号	居 宅 介 護 支 援	平成27. 4. 1

**山形県告示第412号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人新寿会	ヘルパーセンター 神室荘 新庄市十日町1319番地	介護予防訪問介護	平成27. 4. 1

**山形県告示第413号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの 種類	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株 式会社 新庄市五日町字清水川1303番地 の3	就労継続支援（A型）事業所 ピー ス本町 新庄市本町7番31号	就 労 移 行 支 援 就 労 継 続 支 援 （ A 型）	平成27. 3. 30

**山形県告示第414号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
特定非営利活動法人 赤とんぼ 米沢市通町二丁目11番28号	特定非営利活動法人 赤とんぼ 米沢市通町四丁目15番23号	就労継続支援（B型）	24名	平成27. 4. 1

**山形県告示第415号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社 松川 米沢市通町二丁目11番13号	指定障がい福祉サービス事業所 なせば成る 米沢市万世町片子295番地3号	共同生活援助	平成27. 4. 1

**山形県告示第416号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	指定年月日
社会福祉法人恵泉会 鶴岡市茅原町28番10号	鶴岡市立愛光園デイサービスセンター 鶴岡市藤沢字軽井沢68番地	放課後等デイサービス	平成27. 3. 24

**山形県告示第417号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社檜の木	コンフォート檜の木 酒田市こあら二丁目4番地の6	訪問看護	平成27. 3. 27
株式会社檜の木	コンフォート檜の木 酒田市こあら二丁目4番地の6	通所介護	同
株式会社檜の木	コンフォート檜の木 酒田市こあら二丁目4番地の6	福祉用具貸与	同 3. 24
株式会社檜の木	コンフォート檜の木 酒田市こあら二丁目4番地の6	特定福祉用具販売	同
株式会社未来創造館	未来創造館 酒田市東町一丁目15番地の25	福祉用具貸与	同 3. 27
株式会社未来創造館	未来創造館 酒田市東町一丁目15番地の25	特定福祉用具販売	同

社会福祉法人東平田福祉会	ショートステイあずま 酒田市生石字奥山155番1	短期入所生活介護	同	3.31
--------------	-----------------------------	----------	---	------

## 山形県告示第418号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。  
平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社豊栄商事	ケアプランセンターこまぎ 鶴岡市日枝字小真木原88番1	居宅介護支援	平成27. 3.30
株式会社榎の木	コンフォート榎の木 酒田市こあら二丁目4番地の6	居宅介護支援	同 3.24

## 山形県告示第419号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社榎の木	コンフォート榎の木 酒田市こあら二丁目4番地の6	介護予防訪問看護	平成27. 3.27
株式会社榎の木	コンフォート榎の木 酒田市こあら二丁目4番地の6	介護予防通所介護	同
株式会社榎の木	コンフォート榎の木 酒田市こあら二丁目4番地の6	介護予防福祉用具貸与	同 3.24
株式会社榎の木	コンフォート榎の木 酒田市こあら二丁目4番地の6	特定介護予防福祉用具販売	同
株式会社未来創造館	未来創造館 酒田市東町一丁目15番地の25	介護予防福祉用具貸与	同 3.27
株式会社未来創造館	未来創造館 酒田市東町一丁目15番地の25	特定介護予防福祉用具販売	同
社会福祉法人東平田福祉会	ショートステイあずま 酒田市生石字奥山155番1	介護予防短期入所生活介護	同 3.31

## 山形県告示第420号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
企業組合労協センター事業団	ヘルパーステーションわかば 酒田市北新橋二丁目1番地の16	訪問介護	平成27. 3.31

株式会社ひかりの郷	ケアホームわかみやの郷 酒田市若宮町二丁目2番29号	訪問介護	同
株式会社ハイヤーセンター	株式会社ハイヤーセンター指定訪問 介護事業所 鶴岡市朝陽町19番27号	訪問介護	同

**山形県告示第421号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
庄内医療生活協同組合	協立ケアプランセンター大山 鶴岡市大山二丁目36番33号	居宅介護支援	平成27. 3. 31
企業組合労協センター事業団	企業組合労協センター事業団わかば居宅 介護支援事業所 酒田市北新橋二丁目1番地の16	居宅介護支援	同
社会福祉法人友和会	ケアプランセンターサン・シティⅡ 酒田市曙町二丁目28番地の5	居宅介護支援	同
社会福祉法人酒田市社会福祉 協議会	酒田市デイサービスセンターいづみ 酒田市東泉町四丁目6番地の13	居宅介護支援	同
社会福祉法人酒田市社会福祉 協議会	居宅介護支援事業所酒田市デイサービス センター松山 酒田市字西田6番地	居宅介護支援	同

**山形県告示第422号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
企業組合労協センター事業団	ヘルパーステーションわかば 酒田市北新橋二丁目1番地の16	介護予防訪問介護	平成27. 3. 31
株式会社ひかりの郷	ケアホームわかみやの郷 酒田市若宮町二丁目2番29号	介護予防訪問介護	同
株式会社ハイヤーセンター	株式会社ハイヤーセンター指定訪問介護 事業所 鶴岡市朝陽町19番27号	介護予防訪問介護	同
株式会社ライフパートナー	デイサービスセンターめぐみ 酒田市東大町三丁目40番地8C	介護予防通所介護	同

**山形県告示第423号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人篠田好生会 天童温泉篠田病院	天童市鎌田一丁目7番1号	平成27年5月26日から 平成30年5月25日まで

山形県告示第424号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査 期 日		検査 場 所	検査を実施する 指定定期検査機 関の名称
米 沢 市	計量法施行令 第10条に規定 する非自動は かり、分銅及 びおもり	平成27年6月1日	午前10時から 午前11時30分まで	万世コミュニティセン ター	一般社団法人 山形県計量協会
		同	午後1時から 午後2時30分まで	上郷コミュニティセン ター	
		平成27年6月2日	午前10時から 午前11時30分まで	窪田コミュニティセン ター	
		同	午後1時から 午後2時まで	三沢コミュニティセン ター	
		同	午後2時30分から 午後3時30分まで	南原コミュニティセン ター	
		平成27年6月3日	午前10時から 午前11時30分まで	東部コミュニティセン ター	
		同	午後1時から 午後3時まで	西部コミュニティセン ター	
		平成27年6月4日	午前10時から 午後3時まで	北部コミュニティセン ター	
		平成27年6月5日	午前10時から 午後3時まで	南部コミュニティセン ター	
		山 辺 町	平成27年6月8日	午前9時30分から 午後2時30分まで	
中 山 町	平成27年6月10日	午前9時30分から 午後2時30分まで	中 山 町 役 場		
西 川 町	平成27年6月15日	午前10時30分から 午前11時30分まで	西川町役場大井沢支所		
	同	午後1時から 午後3時まで	西 川 町 役 場		
朝 日 町	平成27年6月16日	午前10時から 午後2時まで	朝日町開発センター		
大 江 町	平成27年6月17日	午前10時から 午後2時まで	大江町民ふれあい会館		
河 北 町	平成27年6月18日	午前10時から 午前11時30分まで	溝延研修センター		
	同	午後1時から 午後2時まで	農村環境改善センター		
	平成27年6月19日	午前10時から 午後2時30分まで	河北町職業訓練セン ター		

酒 田 市	平成27年6月22日	午前10時30分から 午前11時30分まで	本楯コミュニティセンター
	同	午後1時から 午後2時まで	東平田コミュニティ防災センター
	同	午後3時から 午後4時まで	新堀コミュニティ防災センター
	平成27年6月23日	午前9時30分から 午前11時まで	黒森コミュニティセンター
	同	午後1時から 午後3時まで	松山農村環境改善センター
	平成27年6月24日	午前9時30分から 午後2時まで	八 幡 総 合 支 所
	平成27年6月25日	午後1時から 午後3時まで	平 田 総 合 支 所
	平成27年6月26日	午前10時30分から 正午まで	定期船飛島勝浦港発着所
	平成27年6月29日	午後1時から 午後4時まで	酒田市総合文化センター
	平成27年6月30日	午前9時30分から 午後4時まで	
	平成27年7月1日	午前9時30分から 午後4時まで	
	平成27年7月2日	午前9時30分から 午後4時まで	
	平成27年7月3日	午前9時30分から 午後2時まで	
	川 西 町	平成27年7月6日	午前10時から 午後2時30分まで
平成27年7月7日		午前10時から 午後2時30分まで	
高 島 町	平成27年7月8日	午前10時から 午前11時30分まで	糠野目生涯学習センター
	同	午後1時から 午後2時まで	和田地区公民館
	平成27年7月9日	午前10時から 午後2時30分まで	中 央 公 民 館
遊 佐 町	平成27年7月13日	午後1時から 午後3時まで	遊佐町民体育館
	平成27年7月14日	午前9時30分から 午後2時まで	
南 陽 市	平成27年7月23日	午前10時から 午後2時30分まで	南 陽 市 役 所
	平成27年7月24日	午前10時から 午後2時30分まで	
	平成27年7月27日	午前10時から 午後2時30分まで	南陽市文化センター
	平成27年7月28日	午前10時から 午後2時30分まで	



上山市	平成27年7月29日	午前9時30分から 午後2時30分まで	上山市役所（南側車庫棟前）
	平成27年7月30日	午前9時30分から 午後2時30分まで	
小国町	平成27年8月3日	午前10時30分から 午後2時30分まで	小国町役場東側駐車場
飯豊町	平成27年8月4日	午前10時30分から 午後2時30分まで	飯豊町町民総合センター
白鷹町	平成27年8月5日	午前10時から 午後2時まで	白鷹町役場（西側車庫）
長井市	平成27年8月24日	午前10時から 午後2時30分まで	長井市役所
	平成27年8月25日	午前10時から 午後2時30分まで	
寒河江市	平成27年8月26日	午前9時30分から 午後2時30分まで	寒河江技術交流プラザ
	平成27年8月27日	午前9時30分から 午後2時30分まで	寒河江市役所
	平成27年8月28日	午前9時30分から 午後2時30分まで	

山形県告示第425号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

検査区域	検査対象 特定計量器	検査期日	検査場所	検査を実施する 指定定期検査機関 の名称
米沢市	計量法施行令第10条に規定する非自動はかり、分銅及びおもり	平成27年6月1日から 同 12月22日まで (指定定期検査機関が指定する日)	検査対象特定計量器の 所在の場所又は指定定期 検査機関が指定する 場所	一般社団法人 山形県計量協会
酒田市				
寒河江市				
上山市				
長井市				
南陽市				
山辺町				
中山町				
河北町				
西川町				

朝 日 町			
大 江 町			
高 島 町			
川 西 町			
小 国 町			
白 鷹 町			
飯 豊 町			
遊 佐 町			

**山形県告示第426号**

山形県国民宿舎条例（昭和39年10月県条例第76号）第7条第2項の規定により、山形県国民宿舎竜山荘の利用料金を次のとおり承認した。

平成27年 4 月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 利用料金

区 分		利 用 料 金	
宿泊	一般	1 人 1 泊につき	3,730円
	小学生	1 人 1 泊につき	3,040円
	幼児（独立して寝具を使用する場合に限る。）	1 人 1 泊につき	1,510円
休憩	一般	1 人 1 回につき	1,170円
	小学生	1 人 1 回につき	590円
会議	30畳を超える室	1 室につき	7,260円
	20畳を超え30畳以下の室	1 室につき	5,070円
	10畳を超え20畳以下の室	1 室につき	2,880円
	10畳以下の室	1 室につき	1,440円

備考 この表において「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学の始期に達しないものをいう。

2 適用期間

平成27年 4 月 1 日から平成30年 3 月31日まで

**山形県告示第427号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
天童土地改良区
- 2 事務所の所在地  
天童市大字矢野目2100番地
- 3 認可年月日  
平成27年3月31日

**山形県告示第428号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第2項の規定により、大蔵村土地改良区が次のとおり成立した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 土地改良区の名称  
大蔵村土地改良区
- 2 事務所の所在地  
最上郡大蔵村
- 3 成立年月日  
平成27年3月25日

**山形県告示第429号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、幅土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	加 々 美 長 悦	最上郡舟形町長沢418-3
同	伊 藤 準 悦	同 341-2
同	二 戸 徳 善	同 3985-2
同	岸 新 也	同 231
同	伊 藤 常 幸	同 238
同	伊 藤 敬 一	同 760
同	伊 藤 秀 樹	同 767
監 事	渡 部 一 樹	同 547
同	八 欽 庄 助	同 480-2

**山形県告示第430号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、幅土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	加 々 美 長 悦	最上郡舟形町長沢418-3
同	伊 藤 準 悦	同 341-2
同	二 戸 徳 善	同 3985-2
同	岸 新 也	同 231
同	伊 藤 常 幸	同 238
同	伊 藤 敬 一	同 760
同	伊 藤 秀 樹	同 767
監 事	渡 部 一 樹	同 547
同	八 畝 庄 助	同 480-2

**山形県告示第431号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
酒田市大蔵字下黒沢32の1、32の7、89の1、91の1、91の2、字上黒沢62の1
- 2 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - イ 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第432号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡大江町（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更に係る指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
西村山郡大江町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件
  - イ 立木の伐採の方法
    - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び大江町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 山形県告示第433号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡戸沢村（次の図に示す部分に限る。）
  - (2) 保安林として指定された目的  
水源の涵養
  - (3) 変更に係る指定施業要件
    - イ 立木の伐採の方法
      - (イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - (ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - (ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
最上郡舟形町・最上郡真室川町・最上郡大蔵村・最上郡鮭川村・最上郡戸沢村（以上2町3村について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部林業振興課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第434号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年4月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字水本字堰上92番1から 同 吉田88番1まで	旧	10.6メートル } 8.1	メートル 57
同 上	新	20.4メートル } 8.6	同 上

**山形県告示第435号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年4月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 中山三郷寒河江線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡朝日町大字下芦沢字川前1802番72から 同 538番1まで	旧	19.2メートル } 7.3	メートル 31
同 上	新	26.4メートル } 16.2	同 上

**山形県告示第436号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年4月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字水本字堰上92番1から  
同 吉田88番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月10日

**山形県告示第437号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成27年4月10日から同月23日まで縦覧に供する。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 中山三郷寒河江線
- 2 供用開始の区間 西村山郡朝日町大字下芦沢字川前1802番72から  
同 538番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年4月10日

**山形県告示第438号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域  
最上郡戸沢村大字蔵岡地内
- 2 公共測量を実施した期間  
平成26年4月25日から同年10月31日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、現地測量、路線測量）

**山形県告示第439号**

次の開発行為は、完了した。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
平成26年11月25日 指令置総建第57号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
南陽市蒲生田字清水上1486番1、1486番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1 株式会社薬王堂

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第80条第1項に規定する選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年4月10日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,817人

選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 217,602人

県議会議員の選挙における選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数	選挙区名	3分の1の数
山形市	68,303人	村山市	7,265人	西村山郡	11,779人
米沢市	23,134人	長井市	7,758人	最上郡	12,118人
鶴岡市	36,628人	天童市	16,868人	東置賜郡	11,311人
酒田市・ 飽海郡	34,241人	東根市	12,833人	西置賜郡	8,567人
新庄市	10,205人	尾花沢市・ 北村山郡	7,159人	東田川郡	8,313人
寒河江市	11,492人	南陽市	9,080人		
上山市	9,127人	東村山郡	7,430人		

### 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、社会保障・税番号制度対応のための山形県税務総合電算システム改修業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年4月10日

山形県知事 吉村 美栄子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 平成27年5月21日（木）午前10時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 社会保障・税番号制度対応のための山形県税務総合電算システム改修業務一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。



- (3) 契約期間 契約締結の日から平成28年3月21日まで
  - (4) 履行場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- (1)から(7)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(8)から(11)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
  - (2) 平成27年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年2月20日付け県公報第2623号）により公示された資格を有すること。
  - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
    - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
    - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
    - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
    - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
    - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してISMS認証基準JIS Q 27001（ISO/IEC27001）に適合することによる認証を受けていること又はJIS Q 15001の基準に適合することによるプライバシーマークの使用許諾を受けていることを証明できること。
  - (6) 過去5年以内に、都道府県税事務全般に係るシステムを開発し、及び稼働させた実績がある者（共同企業体の構成員として当該システムを開発し、及び稼働させた実績がある者を含む。）であることを証明できること。
  - (7) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
  - (8) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(5)までの要件を満たしていること。
  - (9) 共同企業体のいずれかの構成員が(6)の要件を満たしていること。
  - (10) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
  - (11) 共同企業体の各構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部税政課税務電算担当 電話番号023(630)2096
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
  - (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨

## 9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)及び(6)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(8)、(9)及び(10)に係る事項を証明する書類）並びに2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成27年5月7日（木）午後3時まで山形県総務部税政課税務電算担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

## 10 Summary

- (1) Nature and quantity of services required: Repair of the Yamagata Prefectural Tax Computer System for social security and the tax number system introduction, 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. May 21, 2015
- (3) Contact point for the notice: Tax Computer Systems Section, Tax Administration Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023 (630) 2096

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
住民基本台帳法に基づいて整備・運用される住民基本台帳ネットワークシステムにおける、委託者に係る都道府県ネットワークの監視及び保守に関する業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県企画振興部市町村課行政係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2281
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成27年3月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地
- 5 随意契約に係る契約金額 40,196,554円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、平成27年度債務負担行為工事山形県防災行政通信ネットワーク再整備工事の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。この入札は、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により執行する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 入札書の受付期間、開札の日時及び開札の場所等

- (1) 入札書の受付期間 平成27年5月22日（金）から同月26日（火）まで（山形県の休日を含める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- (2) 入札書の受付時間 午前8時30分から午後8時（入札書の受付期間の最終日にあつては、午後4時）まで
- (3) 書面による入札
  - イ 入札に参加を希望する者で電子入札システムによる入札によりがたいものは、持参又は郵送により、書面による入札を行うことができる。この場合の入札手続は入札説明書による。
  - ロ 書面による入札を行う者は、入札書を平成27年5月26日（火）午後4時まで（郵送の場合はこの時間まで必着すること。）に山形市松波二丁目8番1号 山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課防災担当に提出すること。
- (4) 開札の場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (5) 開札の日時 平成27年5月27日（水）午後2時

## 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称 平成27年度債務負担行為工事山形県防災行政通信ネットワーク再整備工事（以下「対象工事」という。）
- (2) 工事の場所 山形県庁ほか県内一円
- (3) 工事の概要 衛星系回線、地上系多重回線、有線回線等から構成される通信システム設備の製作、据付調整、及び撤去工事
- (4) 工期 平成29年9月29日（金）まで
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 3 入札参加者の資格

特定建設工事共同企業体の場合は次の(1)に掲げる要件を全て満たす者、単体企業（単独で本件入札に参加する者をいう。以下同じ。）の場合は次の(2)に掲げる要件を全て満たす者であること。

## (1) 特定建設工事共同企業体の場合

- イ 平成27年度山形県の特定役務（建設工事）の調達契約に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成27年4月10日付け県公報第2637号）により公示された資格を有する者2者又は3者で自主構成する特定建設工事共同企業体（以下「特定共同企業体」という。）であること。
- ロ 特定共同企業体の構成員は、共同連帯して共同施工方式により対象工事を完成させるものであること。
- ハ 特定共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件を満たしていること。
  - (イ) 経常建設共同企業体又は事業協同組合でないこと。
  - (ロ) 出資比率が20パーセント（2者の場合は30パーセント）以上であること。
  - (ハ) 対象工事の入札において、単体企業又は他の特定共同企業体の構成員として参加していないこと。
  - (ニ) 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項の規定による競争入札参加資格者名簿に電気通信工事の資格者として登載されていること。
  - (ホ) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
  - (ヘ) 規則第132条の規定に基づく山形県建設工事請負契約約款（昭和39年8月県告示第707号。以下「建設工事請負契約約款」という。）第49条第1項第6号のイからトまでのいずれにも該当しないこと。
  - (ト) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該更生手続開始又は当該再生手続開始の決定の日を審査基準日とする経営事項審査の結果をもとに、建設工事の入札参加資格の審査を受けた者であること。
  - (チ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者ではないこと。
- ニ 対象工事と同種の建設工事（都道府県が発注した地上系多重回線及び衛星系回線による防災行政通信ネットワーク整備工事で、平成12年4月以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限る。）を元請け（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実

績を有すること。

ホ 特定共同企業体の代表者が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(イ) 構成員の中で出資比率が最大の者であること。

(ロ) 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、二に掲げる工事の経験を有する現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは兼務できる（10の(6)に該当する場合を除く。）。

a 第1級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の免許を有する者であること。

b 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

c 二に掲げる工事の経験を有する者であること。

d 監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ハ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期限前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、電気通信工事について、860点以上であること。

ヘ 特定共同企業体の代表者以外の構成員が、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(イ) 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。

a 第1級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の免許を有する者であること。

b 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

c 二に掲げる工事の経験を有する者であること。

d 監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ロ) 総合評定値が、電気通信工事について、860点以上であること。

## (2) 単体企業の場合

イ (1)イ及びハの(ニ)から(フ)までに掲げる要件を全て満たしていること。

ロ 対象工事の入札において、特定共同企業体の構成員として参加していないこと。

ハ 対象工事と同種の建設工事（都道府県が発注した地上系多重回線及び衛星系回線による防災行政通信ネットワーク整備工事で、平成12年4月以降に工事が完成し、引渡しが完了したものに限る。）を元請け（共同企業体の構成員であった場合は、その出資比率が20パーセント以上であった者に限る。）として完成した実績を有すること。

ニ 次に掲げる要件を全て満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、ハに掲げる工事の経験を有する現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人と主任技術者又は監理技術者とは兼務できる（10の(6)に該当する場合を除く。）。

(イ) 第1級陸上特殊無線技士又はこれと同等以上の免許を有する者であること。

(ロ) 1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(ハ) ハに掲げる工事の経験を有する者であること。

(ニ) 監理技術者にあつては、電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ホ 総合評定値が、電気通信工事について、860点以上であること。

## 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県環境エネルギー部危機管理・くらし安心局危機管理課防災担当 電話番号 023(630)2231

## 5 入札参加資格の確認等

(1) 入札への参加を希望する者は、次に掲げる書類を、(2)に掲げる期間内に電子入札システムにより提出するものとする。なお、電子入札システムによりがたい者は、持参又は郵送により4に掲げる場所に書面を提出するものとする。

イ 申請書

ロ 総合評定値を記載した書面の写し

ハ 3の(1)ニ又は(2)ハに係る施工実績を証する書類

ニ 対象工事に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者の資格及び工事経験を証する書類

- ホ 特定共同企業体にあつては、特定共同企業体の協定書の写し
- へ 特定共同企業体にあつては、特定共同企業体の代表者の権限に係る委任状の写し
- (2) (1)に掲げる書類は、次に掲げる期間に受け付ける。
- イ 受付期間 平成27年4月10日（金）から同月20日（月）まで（県の休日を除く。）
- ロ 受付時間 午前8時30分から午後8時まで（受付期間の最終日にあつては、午後4時まで（郵送の場合は、この時刻までに4に掲げる場所に到達すること。）とする。なお、持参による場合は、県の休日を除いた、午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）の間に提出すること。）
- (3) 入札参加資格の確認結果は、申請者に通知する。
- (4) 規則第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が平成29年3月31日までのものに限る。）に電気通信工事の資格を有する者として登載されていない者は、同条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）を(2)に掲げる期間内に4に掲げる場所に持参又は郵送（郵送の場合は、4に掲げる場所に到達）すること。
- 6 入札保証金及び契約保証金等
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金等 建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すこと。
- 7 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 8 落札者の決定の方法
- 規則第120条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認められるときは、当該者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- 9 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 10 その他
- (1) この契約においては、契約書の作成を必要とする。
- (2) 3の(1)ハ(ニ)に掲げる要件を満たさない者も5の(1)に掲げる書類を提出することができるが、開札の前までに当該要件を満たしていなければならない。
- (3) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。
- (4) 災害その他の事情により、電子入札システムに障害が生じた場合は、入札を無効とし、別途日時を指定して、書面による入札に変更することがある。
- (5) この入札は、山形県建設工事等低入札価格調査制度実施要綱（以下「低入札調査要綱」という。）の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (6) 低入札調査要綱第2条に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約する場合には、現場代理人と主任技術者又は監理技術者との兼務を認めない。
- (7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合には、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (8) 入札説明書の交付期間は、平成27年4月10日（金）から同年5月15日（金）まで（県の休日を除く。）とする。
- (9) 本件は、議会の議決に付すべき契約並びに財産の取得、管理及び処分に関する条例（昭和39年3月県条例第6号）の規定により、県議会の議決に付さなければならない工事であるため、県議会の議決を得た後に本契約を締結する。ただし、本件の落札決定後、県議会の議決を得るまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を解除する。
- (10) 対象工事に直接関連する他の工事の請負契約を対象工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (11) 詳細については入札説明書による。

## 11 Summary

- (1) Subject matter of the contract: Reconstruction work of the Yamagata Prefectural Information System for disaster prevention and administration
- (2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 P.M. April 20, 2015
- (3) Time-limit for tender: 4:00 P.M. May 26, 2015
- (4) Contact point for notice: Crisis Management Division, Crisis Management and Public Safety Bureau, Environment and Energy Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2231

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される平成27年度における山形県の特定役務（建設工事に限る。）の調達契約（以下「特定調達契約」という。）に係る競争入札の参加者の資格等は、次のとおりである。

なお、既に山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第125条第5項に規定する競争入札参加資格者名簿（有効期間が平成29年3月31日までのものに限る。以下「資格者名簿」という。）に電気通信工事の資格を有する者として登録されている者は、この公告による申請は要しないものとする。

平成27年4月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 調達する特定役務の種類

電気通信工事

#### 2 競争入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）又は消費税を滞納している者でないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けた者であること。
- (3) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入していること。ただし、個人事業主で、かつ、従業員が4人以下である等の事由により適用事業所に該当しない場合を除く。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (5) 法第27条の29第1項に規定する総合評定値（当該総合評定値の算出に係る審査基準日が、規則第125条第2項に規定する競争入札参加資格審査申請書（建設工事）（以下「申請書」という。）の提出日前1年7月以内のものであり、かつ、直近のものに限る。以下「総合評定値」という。）が、電気通信工事について、860点以上であること。

#### 3 申請書の提出の時期

申請書は、特定調達契約の締結が見込まれる場合において、随時に提出することができる。

#### 4 申請の方法

##### (1) 申請書の用紙等の入手方法

申請書の用紙等は、県土整備部建設企画課において競争入札の参加資格を得ようとする者に交付する。

また、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

##### (2) 申請書の提出方法

競争入札の参加資格を得ようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添付して、契約担当者に提出すること。

イ 暴力団排除に関する誓約書

ロ 総合評定値を記載した書面（以下「総合評定値通知書」という。）の写し

ハ 印鑑証明書

ニ 納税証明書（県内に事業所を有する法人又は個人にあつては山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税の滞納がないことを証明するもの、県内に事業所を有しない法人又は個人にあつては消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明するもの。）

ホ 使用印鑑届（法務局に印鑑登録をしていない印を契約等に使用する場合に添付すること。）

ヘ 競争入札参加資格変更届（総合評定値通知書の内容と現況が異なる場合に添付すること。）

ト 委任状（競争入札の参加及び契約等の権限が委任されている場合に添付すること。）

#### 5 資格審査及び結果の通知

- (1) 競争入札参加資格の審査（以下「資格審査」という。）は、4により提出された書類により行い、当該書類

を提出した者について資格を有すると認めるときは、資格者名簿に登載する。

(2) 資格審査の結果については、申請書を提出した者に通知する。

#### 6 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

資格者名簿に登載された日から平成29年3月31日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新については、規則第125条第2項及び第4項の規定により必要に応じて申請書を提出すること。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年4月10日

山形県立中央病院長 後藤敏和

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
手術用内視鏡システム賃貸借 960件
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成27年2月19日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ティーメディクス 東京都新宿区西新宿一丁目22番2号
- 5 落札金額 1件当たり66,386.52円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年1月9日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成27年4月10日

山形県立中央病院長 後藤敏和

- 1 落札に係る物品等の名称及び予定数量  
麻酔科内視鏡システム賃貸借 45,660件
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県立中央病院経営戦略課調達室 山形市大字青柳1800番地 電話番号023(685)2623
- 3 落札者を決定した日 平成27年2月19日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ティーメディクス 東京都新宿区西新宿一丁目22番2号
- 5 落札金額 1件当たり815.4円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成27年1月9日

平成27年4月10日印刷  
平成27年4月10日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056